

埼玉県土砂の堆積による 土壌の汚染の防止に関する 条例の手引き

令和7年6月

環境部産業廃棄物指導課

目 次

1	土砂の堆積に係る土地の汚染調査の適用除外	2
2	土砂の堆積に係る届出	3
3	土砂の堆積を行う者の義務	3
4	汚染された土砂の堆積の禁止	3
5	土壌基準	4
6	土砂の堆積に係る土地の汚染調査	5
7	命令	7
8	罰則	7
9	書類の提出先等	8
10	問い合わせ先	8

埼玉県土砂の堆積による土壌の 汚染の防止に関する条例について

埼玉県では、土砂の堆積に関して、県民の生活環境の保全に寄与することを目的として「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」（以下「条例」という。）で、規制を行っています。

この条例では、土砂の堆積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。」と定義しており、山間部の谷地の埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行う行為やストックヤード等土砂を堆積している行為を対象としています。

また、建設工事等から発生する建設発生土を含めた土砂を対象にしていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものです。

1 土砂の堆積に係る土地の汚染調査の適用除外

下表に該当する場合は条例の届出は不要です。（③については届出が必要：様式第3号）該当の有無については事前にお問い合わせください。

- | |
|---|
| <p>①土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000㎡未満の土砂の堆積</p> <p>②土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの</p> <p>③法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、知事に届け出たもの
【例】都市計画法、森林法、道路法、河川法等</p> <p>④公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
【例】都市計画事業、土地改良事業、道路又は河川に関する事業</p> <p>⑤災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積</p> <p>⑥法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積</p> <p>⑦運動場の砂利敷きその他の通常の管理行為として行う土砂の堆積</p> <p>⑧土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積</p> <p>⑨採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石、砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積</p> <p>⑩さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域で行う土砂の堆積</p> <p>⑪製品の製造又は加工のための原材料の堆積</p> |
|---|

その他

以下の内容については、関係する市町村若しくは所管の環境管理事務所まで、お問い合わせください。

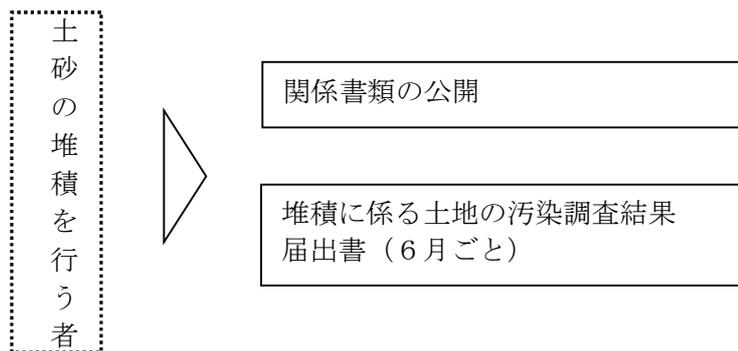
- ① 3,000㎡未満の土砂の堆積であっても、市町村の条例により別途規制されている場合がありますので、当該市町村に確認ください。
- ② 土砂のストックヤード等土砂を堆積する場所の面積が500㎡以上の場合には、大気汚染防止法又は埼玉県生活環境保全条例の粉じん発生施設としての届出が必要です。
- ③ 3,000㎡以上の面積の土地について、下記に該当する改変をしようとする場合には、埼玉県生活環境保全条例に基づく土地の履歴調査及び報告等が必要な場合があります。
 - i 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
 - ii 建築物その他工作物の建設その他の行為

2 土砂の堆積に係る届出

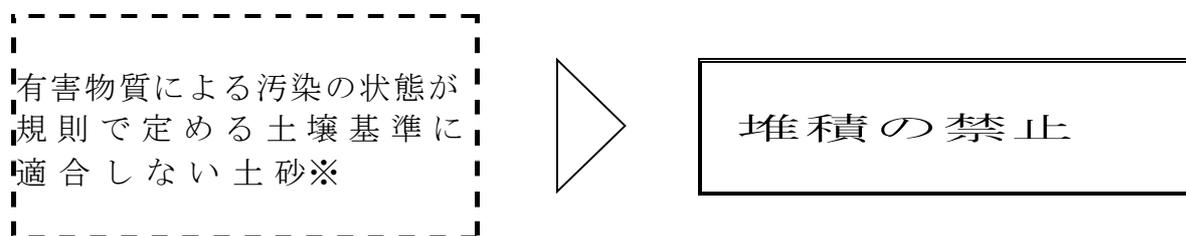
土砂の堆積に係る届出は、下記の手続きが必要となりますので、正本1部（控えが必要な場合は2部）を所管の環境管理事務所（P8）に提出してください。

届出等の種類	届出等の必要な場合	届出等の時期	様式
堆積に係る土地の汚染調査結果届出書	堆積の着手の日から6月ごと	調査結果入手次第	第2号
許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書	規則で定める許可等の処分等に係る行為として	あらかじめ	第3号
公益事業確認申請書	規則で掲げる事業に準ずるものとして認められる場合	あらかじめ	第4号

3 土砂の堆積を行う者の義務



4 汚染された土砂の堆積の禁止



※次頁の土壌基準（溶出量基準、含有量基準のいずれか共に）を満たしていない土砂

5 土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	45 mg/kg以下
六価クロム及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	250 mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50 mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	15 mg/kg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	4,000 mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1 mg/ℓ以下	4,000 mg/kg以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	—
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	—
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	—
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	—
P C B	検出されないこと	—
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	—
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	—
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ以下	—
ダイオキシン類	—	1,000 pg-TEQ/g

○で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。

注) 堆積の許可後に調査・届出が必要な汚染調査項目は○で囲んだ箇所のみですが、それ以外の項目は基準を超えても良いということではありません。上表の土壌基準（溶出量基準、含有量基準いずれか共に）に適合しない土砂の堆積は禁止されています。

6 土砂の堆積に係る土地の汚染調査

(有害物質 9 物質の土壤含有量調査方法)

— 土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査 —
(汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 汚染調査を実施する機関

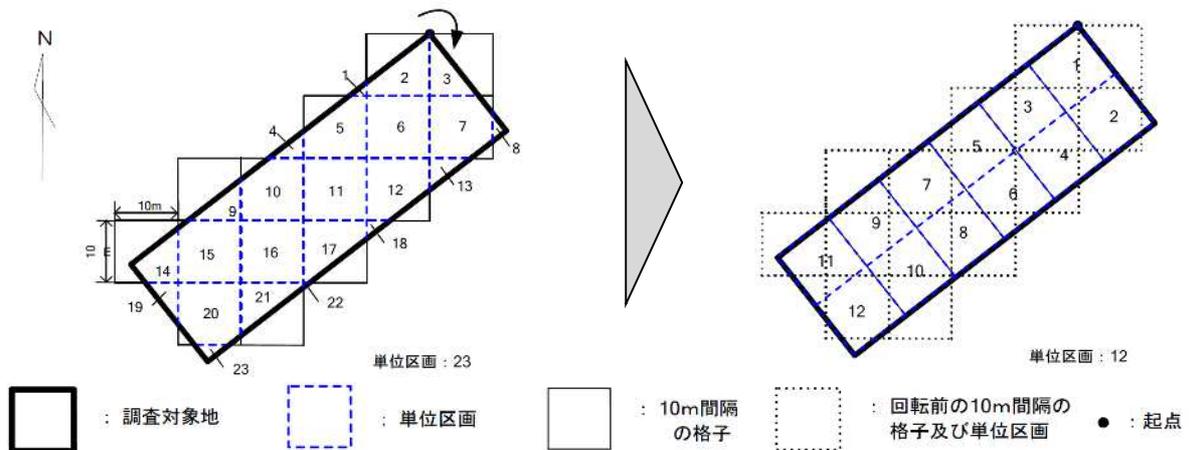
汚染調査(試料の採取を含む。)は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼すること。

(2) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に 10 m 四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

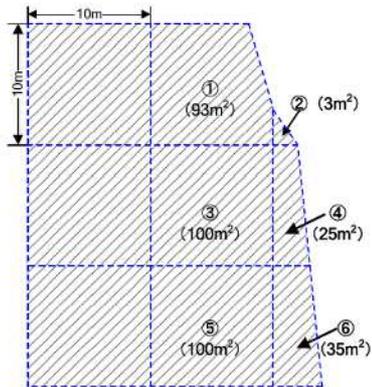
ただし、

- ① 区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。



① 10 m 間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法

- ② 区画された調査対象地(単位区画)であって隣接するものの面積の合計が 130 m^2 を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。(統合した単位区画の一辺の長さが 20 m を超えてはならない。)

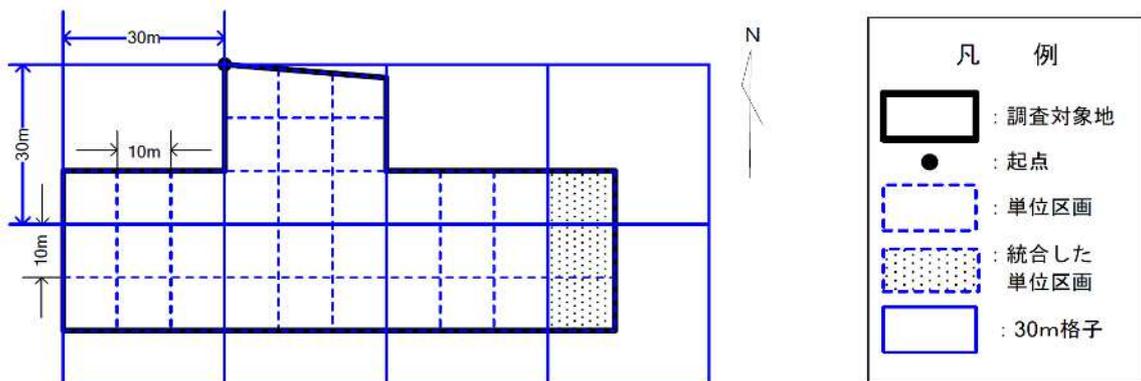


- ①+② < 130 m²・・・OK
- ③+④ < 130 m²・・・OK
- ⑤+⑥ > 130 m²・・・NG
- ④+⑥ < 130 m²・・・OK
- ②+③ < 130 m²・・・NG
- (区画の辺で接していない)
- ②+④+⑥ < 130 m²・・・NG
- (併せた部分を区画する線に垂直に投影した長さが 20m超)

② 単位区画の統合の条件

(3) 各単位区画ごとに行う試料採取

900 m²単位で試料採取を行うこととし、30 m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点混合法)こと。



30m 格子の設定方法

(4) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

(5) 試料採取の方法

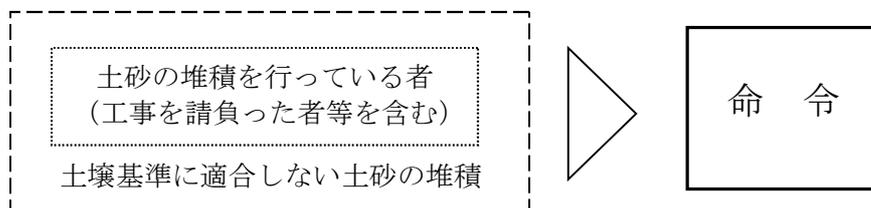
表層(地表から5 cm)の土壌と、5 ~ 50 cmまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の量が均等になるように混合すること。

(6) 測定の方法

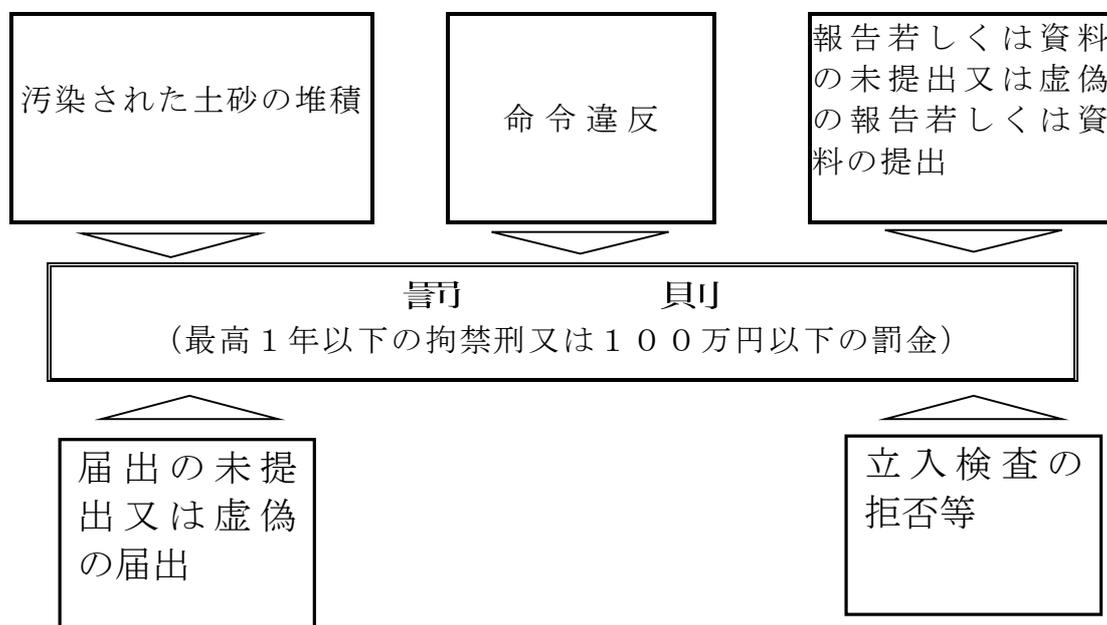
平成15年3月6日環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

※試料採取の方法は、表層から50 cmまでの土壌を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

7 命令



8 罰則



9 書類の提出先等

(1) 書類の提出先

書類は、次の環境管理事務所に提出してください。

・土砂の堆積の届出等

土砂の堆積に係る土地の区域の所在地を管轄する環境管理事務所

(さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域で行う土砂の堆積を除く)

(2) 提出部数

全ての届出について、正本1部が必要になります。控えが必要な場合は、副本1部(合計2部)持参してください。

10 問い合わせ先

環境管理事務所等	所在地	電話番号等
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	TEL 048-822-5199 FAX 048-822-5139
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17 -17 (ウエスタ川越公共施設棟4階)	TEL 049-244-1250 FAX 049-246-7885
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	TEL 0493-23-4050 FAX 0493-23-4114
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	TEL 0494-23-1511 FAX 0494-23-6679
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	TEL 048-523-2800 FAX 048-526-3949
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	TEL 048-966-2311 FAX 048-966-5600
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	TEL 0480-34-4011 FAX 0480-34-4785
環境部 産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区 高砂3-15-1	TEL 048-830-3121 FAX 048-830-4774

環境管理事務所

はここにあります

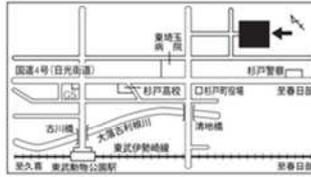
身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

- 埼玉県秩父環境管理事務所
〒368-0042 秩父市東町29-20
(秩父地方庁舎内)
電話0494(23)1511 FAX0494(23)6679



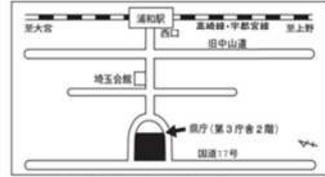
秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分

- 埼玉県東部環境管理事務所
〒345-0025 杉戸町清地5-4-10
電話0480(34)4011 FAX0480(34)4785



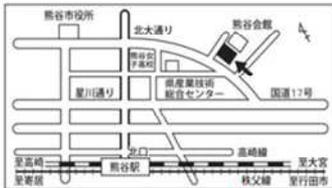
東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分

- 環境部産業廃棄物指導課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
(第3庁舎2階)
電話048(830)3121 FAX048(830)4774



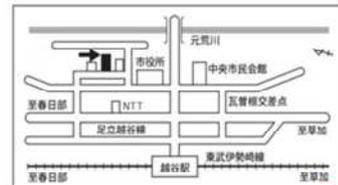
高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩10分

- 埼玉県北部環境管理事務所
〒360-0031 熊谷市末広3-9-1
(熊谷地方庁舎内)
電話048(523)2800 FAX048(526)3949

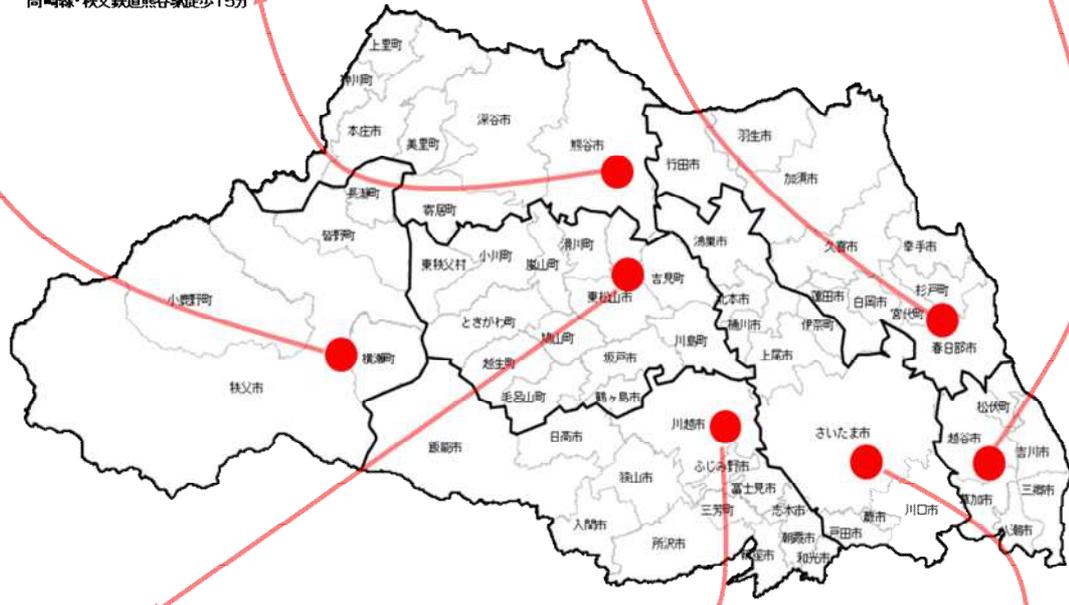


高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩15分

- 埼玉県越谷環境管理事務所
〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-B2(越谷合同庁舎内)
電話048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分

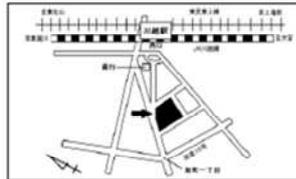


- 埼玉県東松山環境管理事務所
〒355-0024 東松山市六軒町5-1
(東松山地方庁舎内)
電話0493(23)4050 FAX0493(23)4114



東武東上線・東松山駅徒歩20分

- 埼玉県西部環境管理事務所
〒350-1124 川越市新宿町1-17-17
(ウエスト川越公共施設棟4階)
電話049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩5分

- 埼玉県中央環境管理事務所
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5(浦和合同庁舎内)
電話048(822)5199 FAX048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩10分